

資料 1

条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集について
(実施機関諮問)

① 交通政策課	1 P
② 社会教育課	11 P
③ 天草高等学校	33 P

(別紙 1)

交政第308号
平成27年1月13日

熊本県個人情報保護制度審議会会長 様

熊本県知事 蒲島郁



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 濟問事項

「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務」について
(熊本県小型機総合航空基地内小型機駐機場への防犯カメラ設置について)

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり



防犯カメラ等の設置状況

(所属名：交通政策課)

項目	内容
1 設置施設	熊本県小型機総合航空基地内小型機駐機場
2 設置の目的	駐機場内の安全確保及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	<p>航空法</p> <p>(禁止行為) 第五十三条</p> <p>何人も、滑走路、誘導路その他国土交通省令で定める空港等の重要な設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、空港等内で、航空機に向かつて物を投げ、その他航空の危険を生じさせるおそれのある行為で国土交通省令で定めるものを行つてはならない。</p> <p>3 何人も、みだりに着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち入つてはならない。</p>
4 撮影の対象者	施設利用者、不正侵入者等
5 収集する個人情報の内容	特定の個人を識別できる映像
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>○熊本県小型機総合航空基地（別図参照）では、平成4年の供用開始以来、熊本県小型機総合航空基地管理規程に基づき、基地内への人や車両等の出入りを管理してきた。</p> <p>○日中は基地内の事業者にゲートの開閉管理を委託しているが、夜間は滑走路側のゲートAについては機械警備を実施しているものの、一般道側のゲートCは施錠のみの管理となっており、仮に侵入者がいた場合も、捕捉できない状況にある。</p> <p>○平成26年6月、基地内の小型機駐機場で、小型機の燃料タンクへ異物が混入されるという事案が発生しており、現在警察で捜査が実施されている。</p> <p>○このような事案は、墜落等人命に関わる重大事故につながるおそれもあり、対策が必要である。</p> <p>○小型機駐機場に駐機している小型機オーナーからも、県に対し、平成26年8月、防犯カメラを設置することによる安全対策の強化についての要望書が提出された。</p> <p>○このようなことから、安全確保及び防犯のため、防犯カメラの設置が必要である。</p>

7 カメラの台数と設置場所	台数：1台 設置場所：小型機駐機場ゲートC付近（別図参照）
8 録画方法、保存方法	(1) 録画方法 常時録画 (2) 保存方法 ハードディスクドライブまたはカメラ内蔵メモリに保存 (一ヶ月周期で自動上書き) ※ハードディスクドライブの場合は、カメラ設置箇所に別途施錠出来るボックスを用意する。
9 記録画像の外部への提供	(1) 通常時 なし (2) 異常事態発生時 あり <提供先> 警察
10 防犯カメラ等の取扱要項等	あり（別添参照）
11 その他の特記事項	知事が掲げる新4ヵ年戦略では、阿蘇くまもと空港を九州域内の防災拠点として整備するとしており、災害時に全国の支援機が安心して来られる環境を整備する必要がある。

熊本県小型機総合航空基地内の防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県小型機総合航空基地に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本県小型機総合航空基地の次の場所に設置する。

小型機駐機場ゲート C：1台設置

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、交通政策課長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及びカメラ設置の目的である事務に直接携わる交通政策課職員に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

（三）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（四）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（五）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（六）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（七）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（八）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（九）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（十）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（十一）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（十二）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（十三）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（十四）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（十五）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（十六）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（十七）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（十八）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（十九）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（二十）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（二十一）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（二十二）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（二十三）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（二十四）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

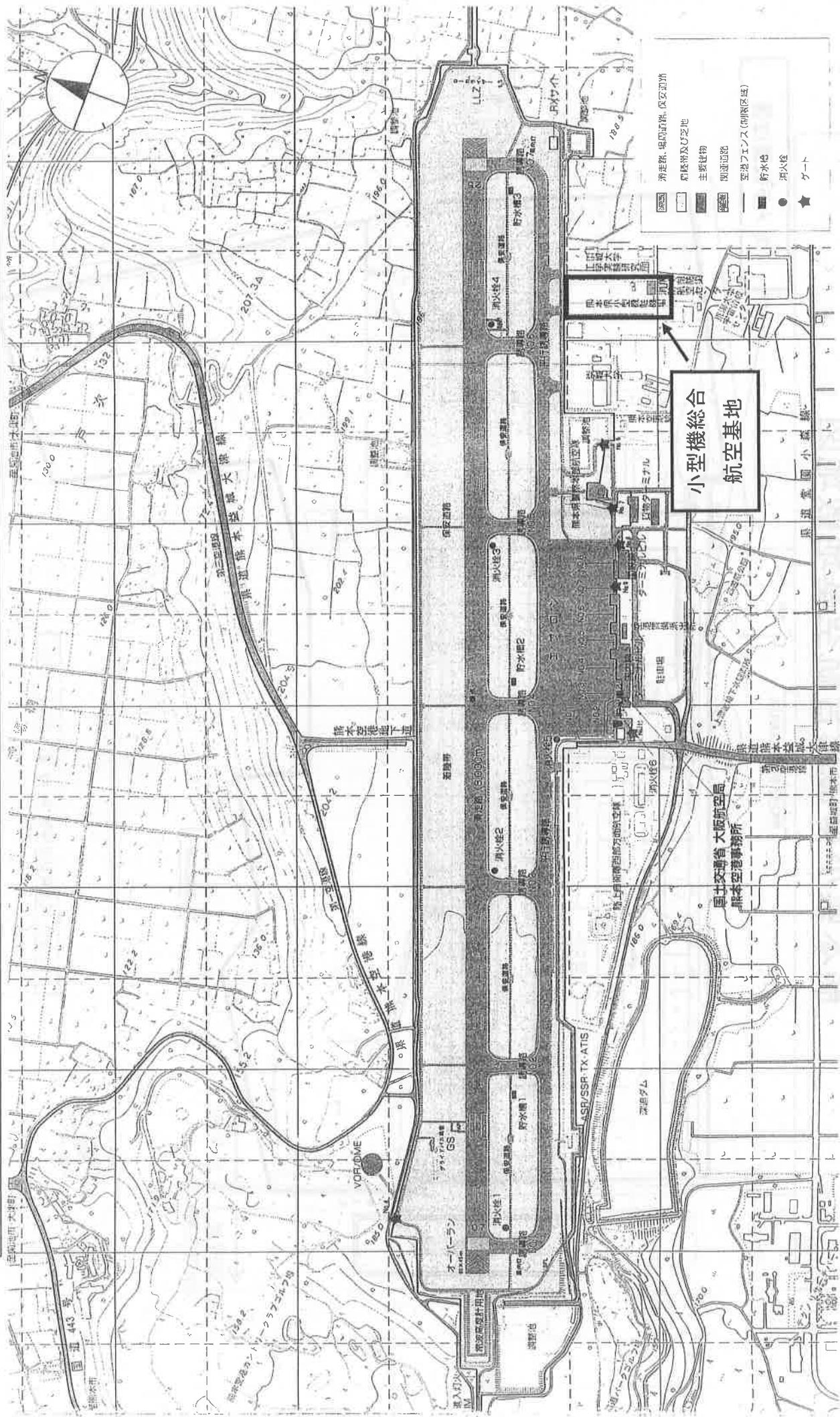
（二十五）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（二十六）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（二十七）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

（二十八）「新」的出現——中國社會的新動向與新問題

熊本県小型機総合航空基地位置図

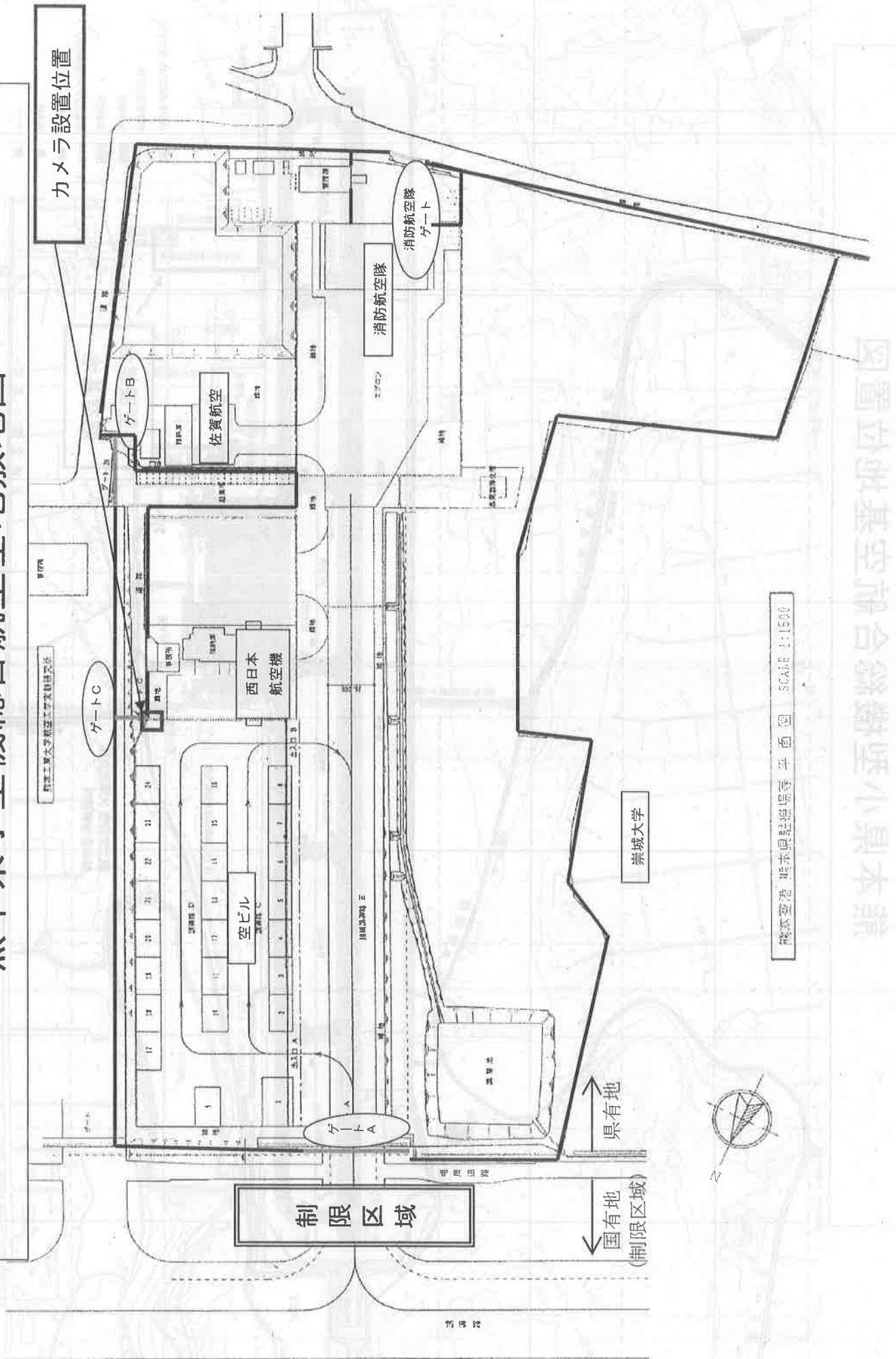


圖地基航空聯合總機小型熊本県

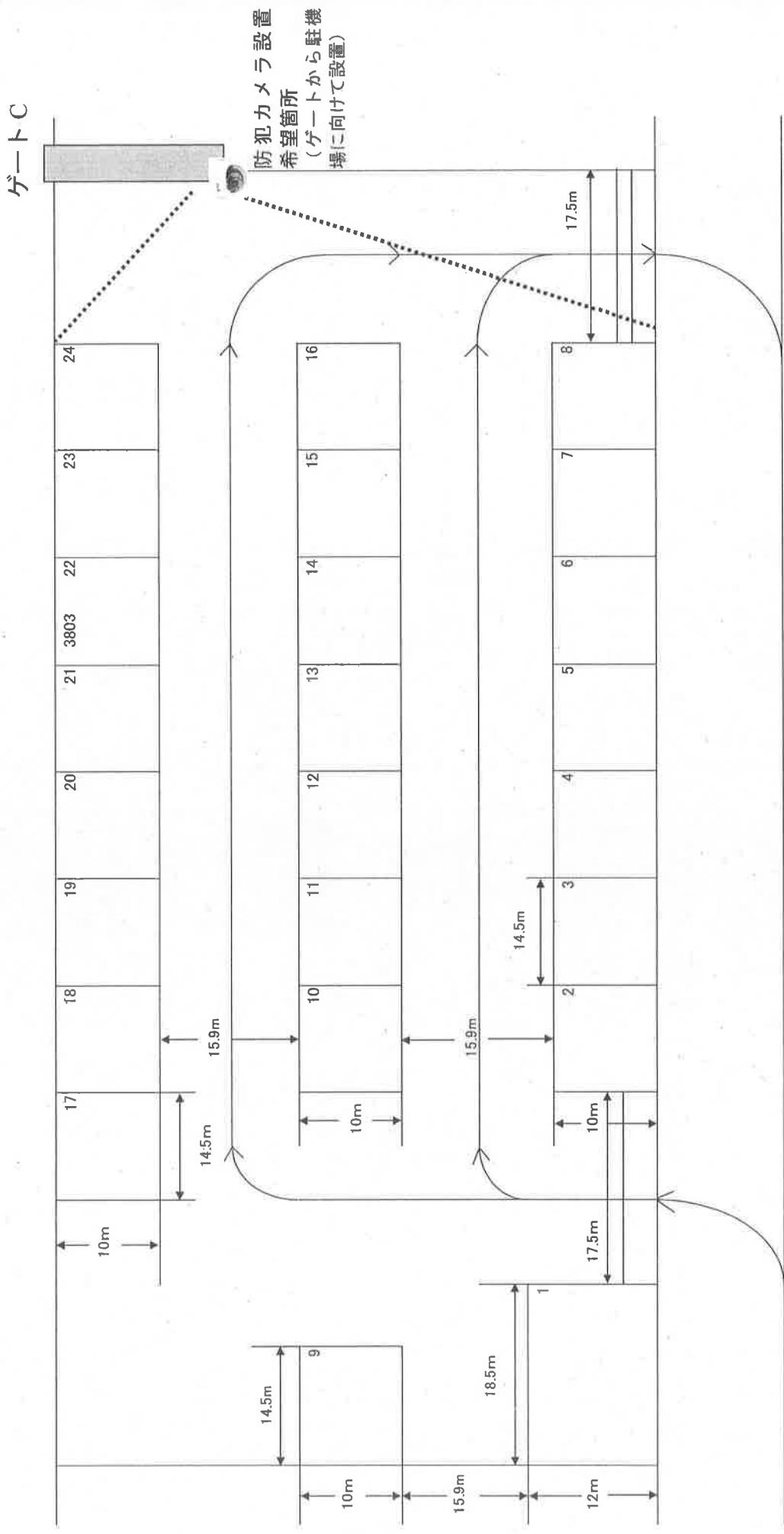
卷之三

10

カメラ設置位置



熊本県小型機総合航空基地 小型機主機場防犯力メモ設置図



教政第1201号
平成27年1月16日

熊本県個人情報保護制度審議会会長 様

熊本県教育委員会

熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諒問事項

- 「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務」について
- 「免許管理システムにより個人情報を提供する事務」について

2 条例上の根拠

- 条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）
- 条例第9条第2項第2号（オンライン結合による個人情報の提供を行う場合）

3 内容

別紙のとおり



防犯カメラ等の設置状況

(所属名:社会教育課)

項目	内容
1 設置施設	熊本県立青少年教育施設（天草青年の家、菊池少年自然の家、豊野少年自然の家） ※ あしきた青少年の家は指定管理者が設置済み（H25.12）
2 設置の目的	施設利用者の安全確保及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	施設利用者及び不法侵入者
5 収集する個人情報の内容	個人が識別できるもの
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>社会教育課では、健全な青少年の育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資することを目的として天草、菊池、豊野、芦北の4か所に熊本県立青少年の家を設置している。</p> <p>これらの施設では、小中学校の児童・生徒を中心に4施設全体で年間16万人程度の利用があり、海や川、山などの自然に恵まれた環境の中で、集団宿泊や自然体験活動等が行われている。</p> <p>当初、各施設には防犯カメラを設置しておらず、夜間警備は有人常駐警備とし宿直職員や警備員による巡回で対応していた。しかし、平成25年10月にあしきた青少年の家で不審者の侵入事案が続けて発生し、児童・生徒の生命・身体を脅かす事態となった。そのため、直面している問題を速やかに解消するため、指定管理者が同施設に防犯カメラを整備したところである（費用は県が負担）。</p> <p>また、本事案を受け、全ての施設でマニュアルの見直し、鍵の交換、感知サーチライトの設置等の対策を講じたところである。</p> <p>しかし、本年度、あしきた青少年の家を除く3施設の利用に当たっては、施設利用者や保護者から、防犯カメラがないことに対する不安・不満の訴えが強く、対応に苦慮したところである。</p> <p>社会教育課としても施設を安全に管理運営するため、被疑者の特定や抑止力の効果が高い防犯カメラの配置は急務と考えており、強く要望するものである。</p>

7 カメラの台数 と設置場所	<p>天草青年の家 10台、 菊池少年自然の家 10台 豊野少年自然の家 7台 ※ 玄関周辺及び宿泊棟と浴室棟の周囲を監視できるよう建物外に配置する。(詳細は別紙のとおり)</p> <p>(参考) あしきた青少年の家 13台</p>
8 録画方法、保 存方法	<p>(1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 • 異常時ののみ録画</p> <p>(2) 保存方法 1か月連続録画後、順次上書き録画</p>
9 記録画像の外 部への提供	<p>(1) 通常時 <input checked="" type="checkbox"/> あり • <input type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり • <input type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先> 警察に提供することが考えられる。</p>
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	<p><input checked="" type="checkbox"/> あり • <input type="checkbox"/> なし</p>
11 その他の特記 事項	平成27年度に各施設に防犯カメラ取付を施工するが、工事終了次第、順次録画を開始する予定。

熊本県立青少年の家における防犯カメラ等の管理に関する要項（案）

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立青少年の家（天草青年の家、菊池少年自然の家、豊野少年自然の家、あしきた青少年の家、以下「青少年の家」という。）に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

（1）設置場所、台数等

カメラは、別紙配置図のとおり、青少年の家の次の場所に設置する。

① 天草青年の家（10台）

本館棟2台、宿泊棟A3台、宿泊棟B3台、浴室棟1台、和室宿泊棟1台

② 菊池少年自然の家（10台）

管理棟2台、雨天遊戯室1台、宿泊棟A3台、宿泊棟B2台、東リーダー室1台、西リーダー室1台

③ 豊野少年自然の家（7台）

管理棟3台、宿泊棟3台、体育館1台

④ あしきた青少年の家（13台）

本館棟2台、洋室宿泊棟5台、和室宿泊棟5台、駐車場1台

（2）撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

（3）撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

（4）録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、青少年の家の所長とする。

5 録画した映像の管理方法

（1）保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

（2）保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、県社会教育課長の承認を得て、別の媒体に写し、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

（3）画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、所長、副所長、総務課主任、業務課主任に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

エ 閲覧をした場合は、すみやかに県社会教育課に報告するものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

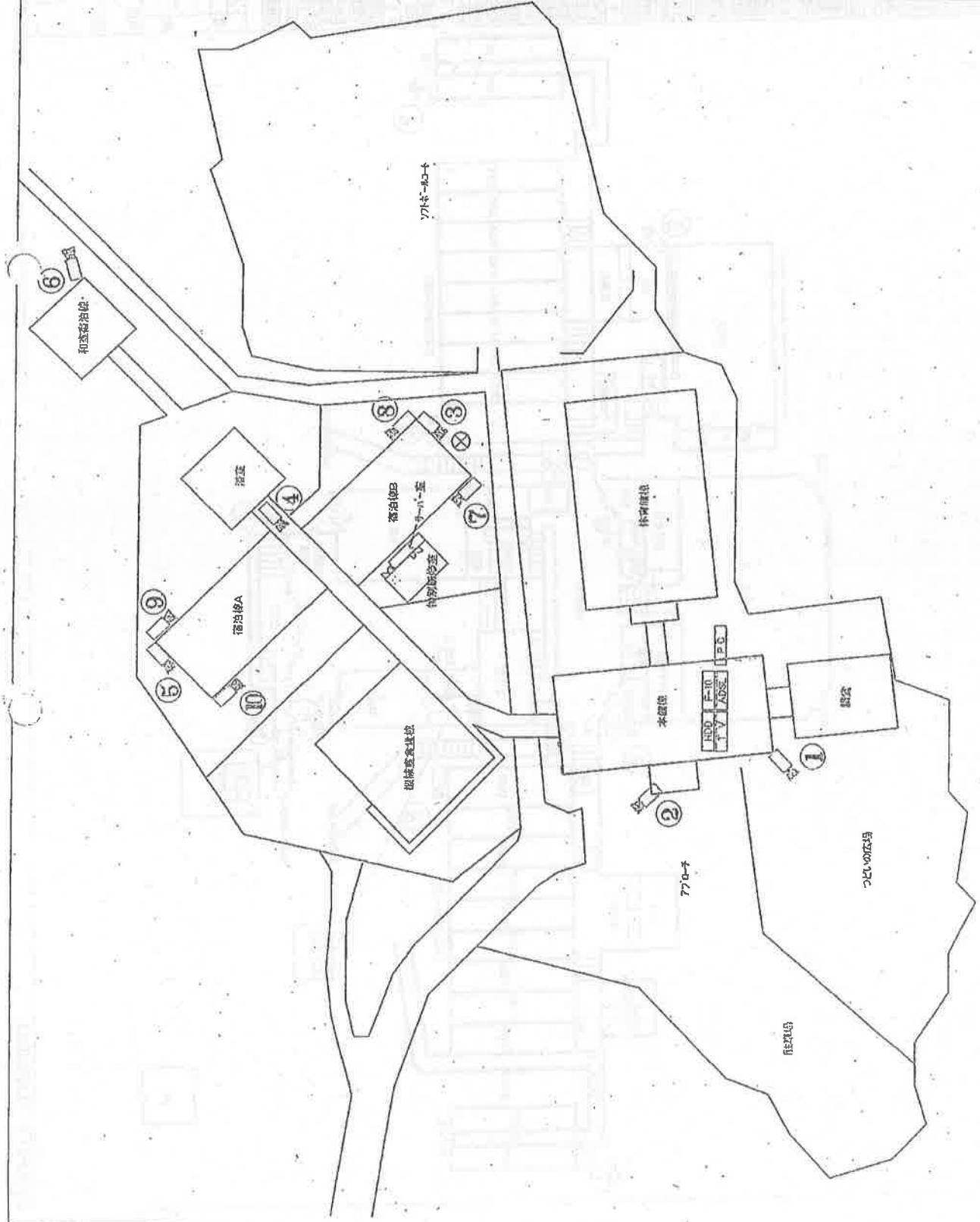
7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、県社会教育課の承認を得て、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、県社会教育課長の承認を得たうえで、管理責任者が別に定める。

SECURITY PLANNING



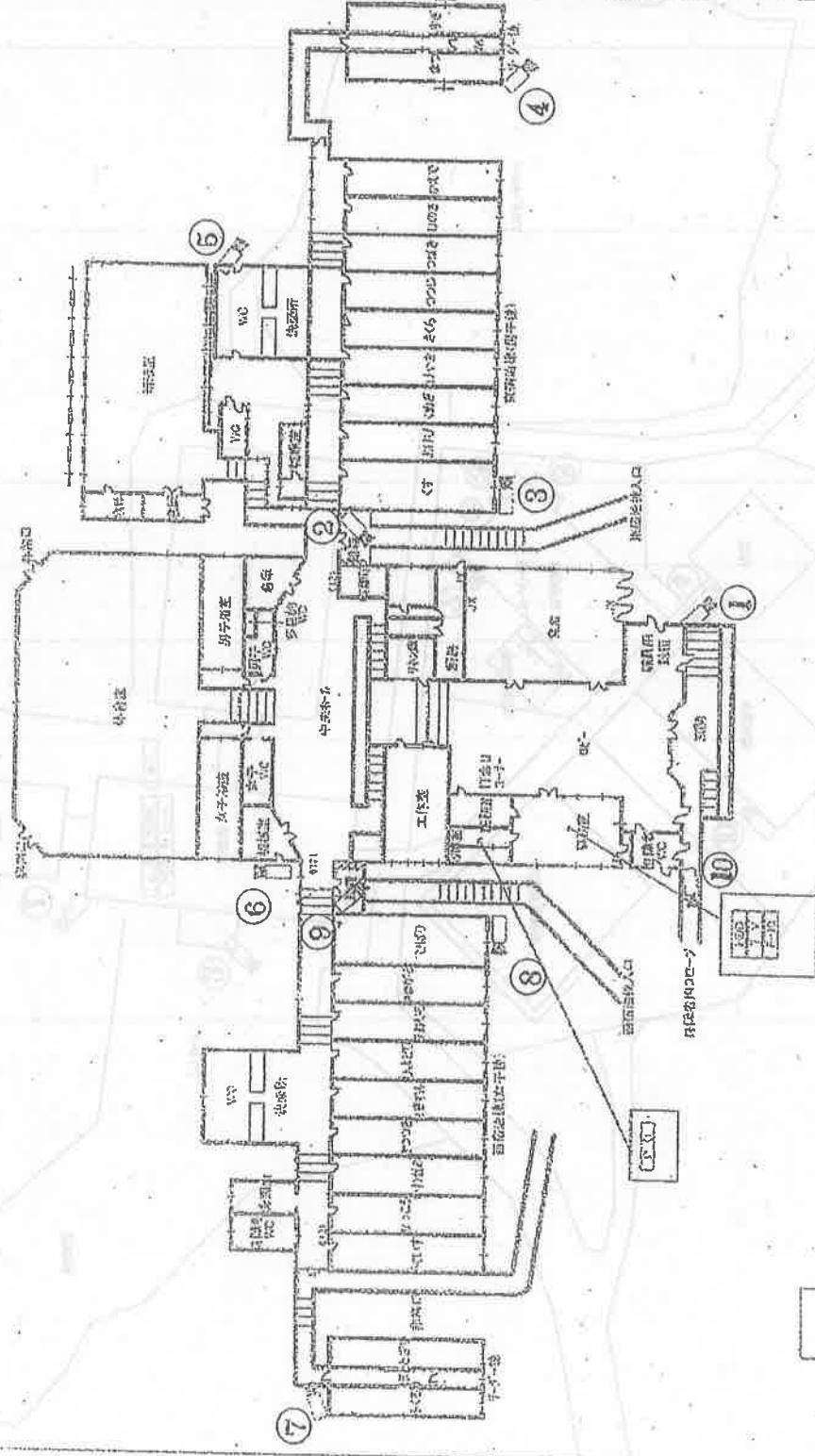
天草育年の家

配置予定図

存檔號碼

SECURITY PLANNING

卷之三

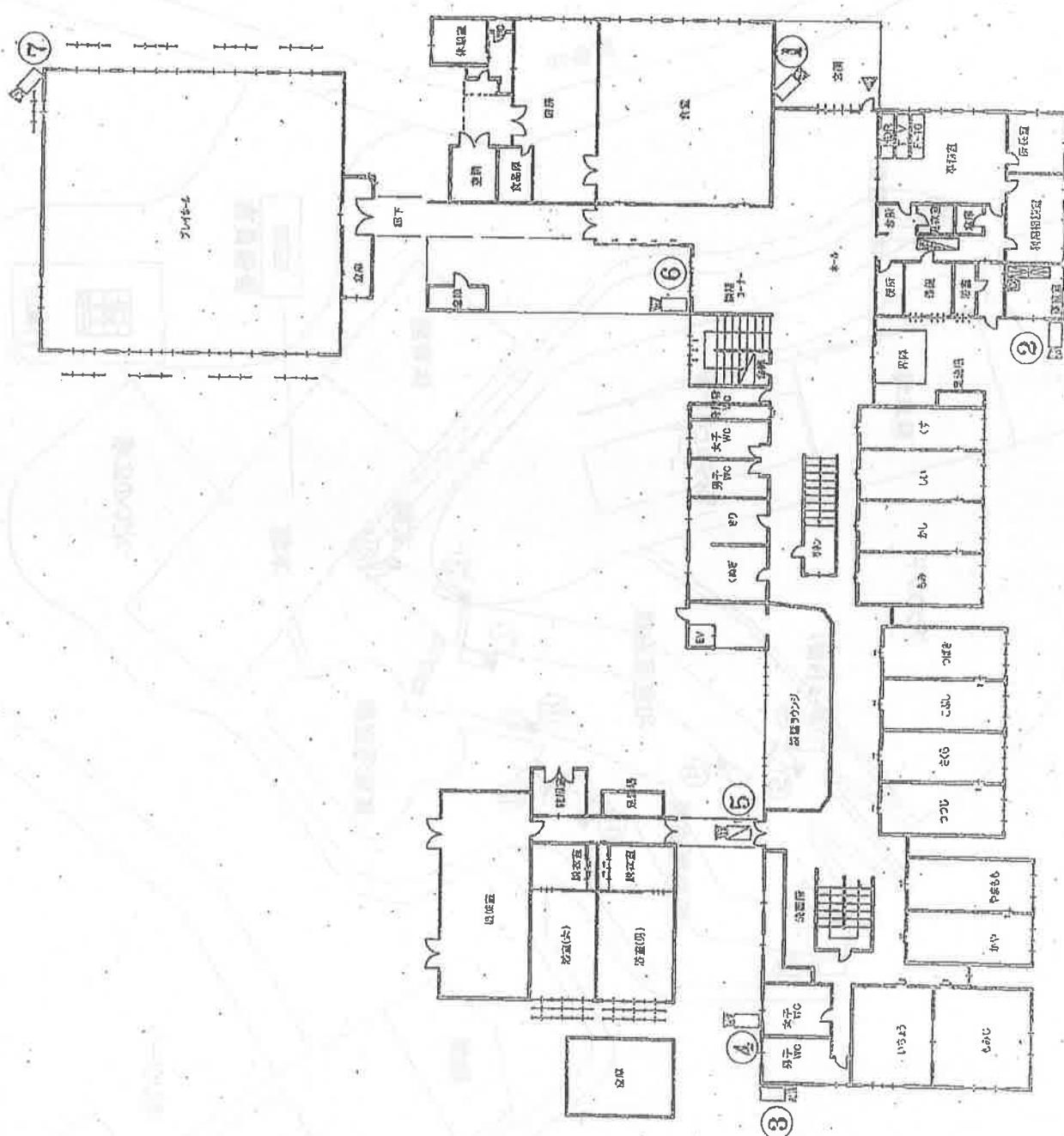


SERIETY IN ALLEGORIES

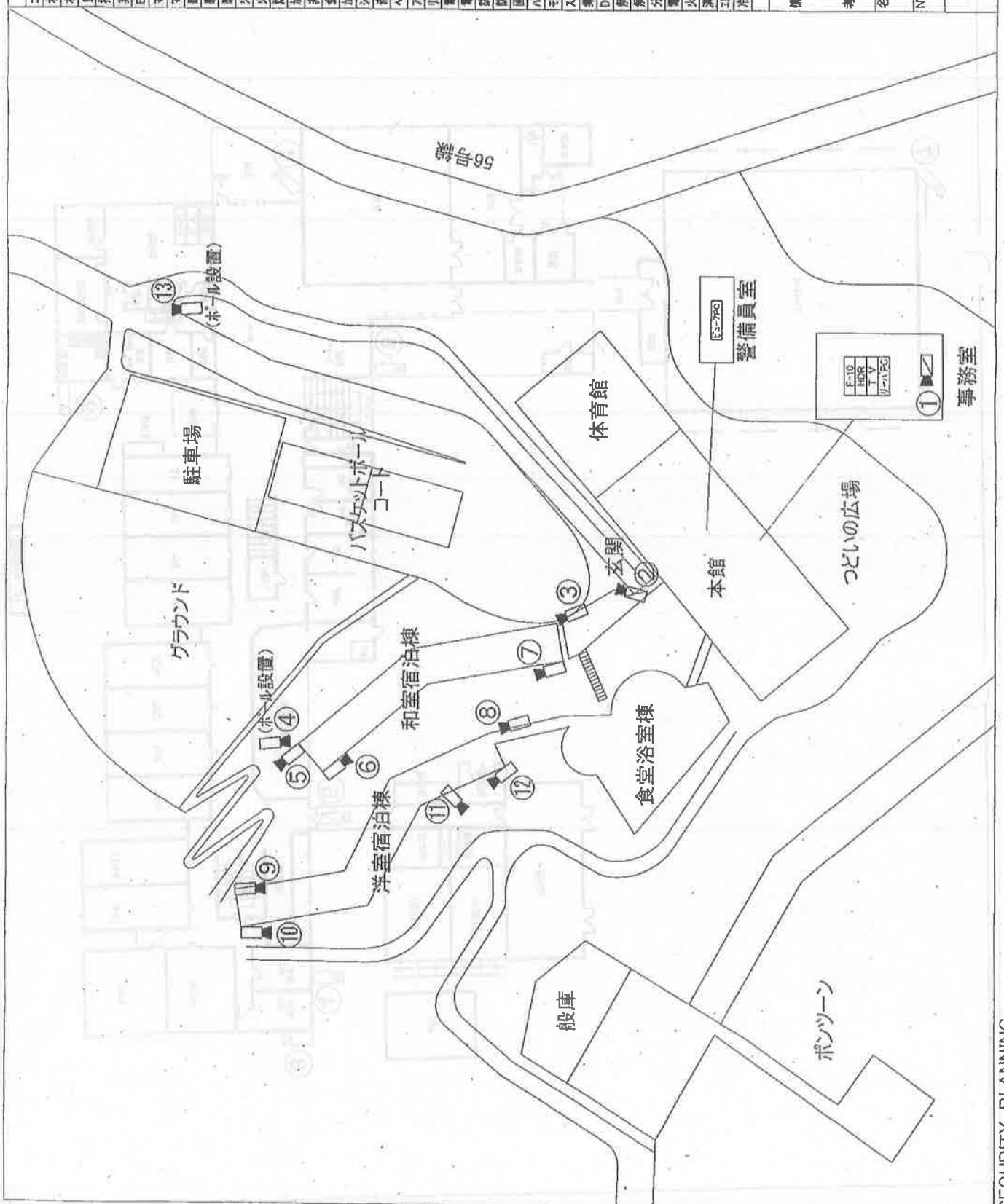
配置予定図

配置予定図

SECURITY PLANNING



機器名	位置	機種
ドア・ドアクローザー (D-02)	F-0	1
ドア・ドアクローザー (D-01)	D-1	2
多面入力センサ (00-2520)	OC32	3
多面入力センサ (A-16)	A-1	4
多面入力センサ (D-16)	D-1	5
無線警報装置 (KPS-120)	+ -	6
秒針式時計 (0M-3100)	①	7
秒針式時計 (0M-3100)	②	8
秒針式時計 (F0811)	③	9
秒針式時計 (N0921)	④	10
秒針式時計 (JN-25)	⑤	11
火災警報器 (2回式)	⑥	12
火災警報器 (音視式)	⑦	13
煙感警報 (SS-4L)	⑧	14
火災警報器 (音視式)	⑨	15
金庫 (E01)	⑩	16
金庫 (SS-4L)	⑪	17
万能セグ (K021)	⑫	18
万能セグ (K021)	⑬	19
万能セグ (K021)	⑭	20
万能セグ (K021)	⑮	21
万能セグ (K021)	⑯	22
万能セグ (K021)	⑰	23
万能セグ (K021)	⑱	24
万能セグ (K021)	⑲	25
万能セグ (K021)	⑳	26
万能セグ (K021)	㉑	27
万能セグ (K021)	㉒	28
万能セグ (K021)	㉓	29
万能セグ (K021)	㉔	30
万能セグ (K021)	㉕	31
万能セグ (K021)	㉖	32
万能セグ (K021)	㉗	33
万能セグ (K021)	㉘	34
万能セグ (K021)	㉙	35
万能セグ (K021)	㉚	36
万能セグ (K021)	㉛	37
万能セグ (K021)	㉜	38
万能セグ (K021)	㉝	39
万能セグ (K021)	㉞	40
万能セグ (K021)	㉟	41
万能セグ (K021)	㉟	42
万能セグ (K021)	㉟	43
万能セグ (K021)	㉟	44
万能セグ (K021)	㉟	45
万能セグ (K021)	㉟	46
万能セグ (K021)	㉟	47
万能セグ (K021)	㉟	48
万能セグ (K021)	㉟	49
万能セグ (K021)	㉟	50
万能セグ (K021)	㉟	51
万能セグ (K021)	㉟	52
万能セグ (K021)	㉟	53
万能セグ (K021)	㉟	54
万能セグ (K021)	㉟	55
万能セグ (K021)	㉟	56
万能セグ (K021)	㉟	57
万能セグ (K021)	㉟	58
万能セグ (K021)	㉟	59
万能セグ (K021)	㉟	60
万能セグ (K021)	㉟	61
万能セグ (K021)	㉟	62
万能セグ (K021)	㉟	63
万能セグ (K021)	㉟	64
万能セグ (K021)	㉟	65
万能セグ (K021)	㉟	66
万能セグ (K021)	㉟	67
万能セグ (K021)	㉟	68
万能セグ (K021)	㉟	69
万能セグ (K021)	㉟	70
万能セグ (K021)	㉟	71
万能セグ (K021)	㉟	72
万能セグ (K021)	㉟	73
万能セグ (K021)	㉟	74
万能セグ (K021)	㉟	75
万能セグ (K021)	㉟	76
万能セグ (K021)	㉟	77
万能セグ (K021)	㉟	78
万能セグ (K021)	㉟	79
万能セグ (K021)	㉟	80
万能セグ (K021)	㉟	81
万能セグ (K021)	㉟	82
万能セグ (K021)	㉟	83
万能セグ (K021)	㉟	84
万能セグ (K021)	㉟	85
万能セグ (K021)	㉟	86
万能セグ (K021)	㉟	87
万能セグ (K021)	㉟	88
万能セグ (K021)	㉟	89
万能セグ (K021)	㉟	90
万能セグ (K021)	㉟	91
万能セグ (K021)	㉟	92
万能セグ (K021)	㉟	93
万能セグ (K021)	㉟	94
万能セグ (K021)	㉟	95
万能セグ (K021)	㉟	96
万能セグ (K021)	㉟	97
万能セグ (K021)	㉟	98
万能セグ (K021)	㉟	99
万能セグ (K021)	㉟	100
万能セグ (K021)	㉟	101
万能セグ (K021)	㉟	102
万能セグ (K021)	㉟	103
万能セグ (K021)	㉟	104
万能セグ (K021)	㉟	105
万能セグ (K021)	㉟	106
万能セグ (K021)	㉟	107
万能セグ (K021)	㉟	108
万能セグ (K021)	㉟	109
万能セグ (K021)	㉟	110
万能セグ (K021)	㉟	111
万能セグ (K021)	㉟	112
万能セグ (K021)	㉟	113
万能セグ (K021)	㉟	114
万能セグ (K021)	㉟	115
万能セグ (K021)	㉟	116
万能セグ (K021)	㉟	117
万能セグ (K021)	㉟	118
万能セグ (K021)	㉟	119
万能セグ (K021)	㉟	120
万能セグ (K021)	㉟	121
万能セグ (K021)	㉟	122
万能セグ (K021)	㉟	123
万能セグ (K021)	㉟	124
万能セグ (K021)	㉟	125
万能セグ (K021)	㉟	126
万能セグ (K021)	㉟	127
万能セグ (K021)	㉟	128
万能セグ (K021)	㉟	129
万能セグ (K021)	㉟	130
万能セグ (K021)	㉟	131
万能セグ (K021)	㉟	132
万能セグ (K021)	㉟	133
万能セグ (K021)	㉟	134
万能セグ (K021)	㉟	135
万能セグ (K021)	㉟	136
万能セグ (K021)	㉟	137
万能セグ (K021)	㉟	138
万能セグ (K021)	㉟	139
万能セグ (K021)	㉟	140
万能セグ (K021)	㉟	141
万能セグ (K021)	㉟	142
万能セグ (K021)	㉟	143
万能セグ (K021)	㉟	144
万能セグ (K021)	㉟	145
万能セグ (K021)	㉟	146
万能セグ (K021)	㉟	147
万能セグ (K021)	㉟	148
万能セグ (K021)	㉟	149
万能セグ (K021)	㉟	150
万能セグ (K021)	㉟	151
万能セグ (K021)	㉟	152
万能セグ (K021)	㉟	153
万能セグ (K021)	㉟	154
万能セグ (K021)	㉟	155
万能セグ (K021)	㉟	156
万能セグ (K021)	㉟	157
万能セグ (K021)	㉟	158
万能セグ (K021)	㉟	159
万能セグ (K021)	㉟	160
万能セグ (K021)	㉟	161
万能セグ (K021)	㉟	162
万能セグ (K021)	㉟	163
万能セグ (K021)	㉟	164
万能セグ (K021)	㉟	165
万能セグ (K021)	㉟	166
万能セグ (K021)	㉟	167
万能セグ (K021)	㉟	168
万能セグ (K021)	㉟	169
万能セグ (K021)	㉟	170
万能セグ (K021)	㉟	171
万能セグ (K021)	㉟	172
万能セグ (K021)	㉟	173
万能セグ (K021)	㉟	174
万能セグ (K021)	㉟	175
万能セグ (K021)	㉟	176
万能セグ (K021)	㉟	177
万能セグ (K021)	㉟	178
万能セグ (K021)	㉟	179
万能セグ (K021)	㉟	180
万能セグ (K021)	㉟	181
万能セグ (K021)	㉟	182
万能セグ (K021)	㉟	183
万能セグ (K021)	㉟	184
万能セグ (K021)	㉟	185
万能セグ (K021)	㉟	186
万能セグ (K021)	㉟	187
万能セグ (K021)	㉟	188
万能セグ (K021)	㉟	189
万能セグ (K021)	㉟	190
万能セグ (K021)	㉟	191
万能セグ (K021)	㉟	192
万能セグ (K021)	㉟	193
万能セグ (K021)	㉟	194
万能セグ (K021)	㉟	195
万能セグ (K021)	㉟	196
万能セグ (K021)	㉟	197
万能セグ (K021)	㉟	198
万能セグ (K021)	㉟	199
万能セグ (K021)	㉟	200
万能セグ (K021)	㉟	201
万能セグ (K021)	㉟	202
万能セグ (K021)	㉟	203
万能セグ (K021)	㉟	204
万能セグ (K021)	㉟	205
万能セグ (K021)	㉟	206
万能セグ (K021)	㉟	207
万能セグ (K021)	㉟	208
万能セグ (K021)	㉟	209
万能セグ (K021)	㉟	210
万能セグ (K021)	㉟	211
万能セグ (K021)	㉟	212
万能セグ (K021)	㉟	213
万能セグ (K021)	㉟	214
万能セグ (K021)	㉟	215
万能セグ (K021)	㉟	216
万能セグ (K021)	㉟	217
万能セグ (K021)	㉟	218
万能セグ (K021)	㉟	219
万能セグ (K021)	㉟	220
万能セグ (K021)	㉟	221
万能セグ (K021)	㉟	222
万能セグ (K021)	㉟	223
万能セグ (K021)	㉟	224
万能セグ (K021)	㉟	225
万能セグ (K021)	㉟	226
万能セグ (K021)	㉟	227
万能セグ (K021)	㉟	228
万能セグ (K021)	㉟	229
万能セグ (K021)	㉟	230
万能セグ (K021)	㉟	231
万能セグ (K021)	㉟	232
万能セグ (K021)	㉟	233
万能セグ (K021)	㉟	234
万能セグ (K021)	㉟	235
万能セグ (K021)	㉟	236
万能セグ (K021)	㉟	237
万能セグ (K021)	㉟	238
万能セグ (K021)	㉟	239
万能セグ (K021)	㉟	240
万能セグ (K021)	㉟	241
万能セグ (K021)	㉟	242
万能セグ (K021)	㉟	243
万能セグ (K021)	㉟	244
万能セグ (K021)	㉟	245
万能セグ (K021)	㉟	246
万能セグ (K021)	㉟	247
万能セグ (K021)	㉟	248
万能セグ (K021)	㉟	249
万能セグ (K021)	㉟	250
万能セグ (K021)	㉟	251
万能セグ (K021)	㉟	252
万能セグ (K021)	㉟	253
万能セグ (K021)	㉟	254
万能セグ (K021)	㉟	255
万能セグ (K021)	㉟	256
万能セグ (K021)	㉟	257
万能セグ (K021)	㉟	258
万能セグ (K021)	㉟	259
万能セグ (K021)	㉟	260
万能セグ (K021)	㉟	261
万能セグ (K021)	㉟	262
万能セグ (K021)	㉟	263
万能セグ (K021)	㉟	264
万能セグ (K021)	㉟	265
万能セグ (K021)	㉟	266
万能セグ (K021)	㉟	267
万能セグ (K021)	㉟	268
万能セグ (K021)	㉟	269
万能セグ (K021)	㉟	270
万能セグ (K021)	㉟	271
万能セグ (K021)	㉟	272
万能セグ (K021)	㉟	273
万能セグ (K021)	㉟	274
万能セグ (K021)	㉟	275
万能セグ (K021)	㉟	276
万能セグ (K021)	㉟	277
万能セグ (K021)	㉟	278
万能セグ (K021)	㉟	279
万能セグ (K021)	㉟	280
万能セグ (K021)	㉟	281
万能セグ (K021)	㉟	282
万能セグ (K021)	㉟	283
万能セグ (K021)	㉟	284
万能セグ (K021)	㉟	285
万能セグ (K021)	㉟	286
万能セグ (K021)	㉟	287
万能セグ (K021)	㉟	288
万能セグ (K021)	㉟	289
万能セグ (K021)	㉟	290
万能セグ (K021)	㉟	291
万能セグ (K021)	㉟	292
万能セグ (K021)	㉟	293
万能セグ (K021)	㉟	294
万能セグ (K021)	㉟	295
万能セグ (K021)	㉟	296
万能セグ (K021)	㉟	297
万能セグ (K021)	㉟	298
万能セグ (K021)	㉟	299
万能セグ (K021)	㉟	300
万能セグ (K021)	㉟	301
万能セグ (K021)	㉟	302
万能セグ (K021)	㉟	303
万能セグ (K021)	㉟	304
万能セグ (K021)	㉟	305
万能セグ (K021)	㉟	306
万能セグ (K021)	㉟	307
万能セグ (K021)	㉟	308
万能セグ (K021)	㉟	309
万能セグ (K021)	㉟	310
万能セグ (K021)	㉟	311
万能セグ (K021)	㉟	312
万能セグ (K021)	㉟	313
万能セグ (K021)	㉟	314
万能セグ (K021)	㉟	315
万能セグ (K021)	㉟	316
万能セグ (K021)	㉟	317
万能セグ (K021)	㉟	318
万能セグ (K021)	㉟	319



配置図

機器名	位置	数量
コンピュータモニタード (KTC-P2)	(F-10)	1
ハレードアクションカメラ (0T-P1)	(O-T)	1
ハレードアクションカメラ (0G-P1)	(O-G)	1
多重入力装置 (A-P1)	(A)	1
接点入力装置 (D-P1)	(D)	1
非常電源装置 (0PS-P1)	(+ -)	1
ELSE-ドア (ELSE-P1)	(ELSE)	1
カラフルスイッチ (AS-1500)	(O)	1
カラフルスイッチ (AS-1000)	(O)	1
カラフルスイッチ (AS-621)	(O)	1
カラフルスイッチ (AS-621)	(O)	1
火災警報装置 (金型式)	(O)	1
火災警報装置 (金型式)	(O)	1
危険知覚 GS-2L0H-(0HG)	(O)	1
カスセラー (O)	(O)	1
非常開閉ドア (SS-02)	(O)	1
非常開閉ドア (KA-2111)	(WV)	1
非常開閉ドア (ALC-D500)	(WV)	1
赤外線センサー (O)	(O)	1
ベル (DA-2150)	(O)	1
万能スイッチ (R-2R)	(O)	1
吸込式 (RES-P1)	(RES)	1
電気自動車充電 (C-U11)	(EKC)	1
電気窓 (AUT)	(E-K)	1
防犯センサ (SH-V000)	(O)	2
防犯センサ (OB-2MF)	(O)	11
画像モニタ (MIS-037)	(LAVS)	1
ハーネスアダプター (SR-S16 ATB)	(HDR)	1
モニター (HD1280M-S)	(T-V)	1
スピーカー (O)	(O)	1
スピーカー (O)	(O)	1
DSU (O)	(DSU)	1
房筋雨漏レーベルPC (DELL)	(F-11 PG)	1
解説用タブレットPC (EPSON)	(F-2 PG)	1
分離壁 (O)	(O)	1
電話保安器 (O)	(O)	1
火災警報機 (接続)	(W.R.)	1
深澤水警報 (O)	(O)	1
エバーライト警報 (O)	(O)	1
冷蔵庫警報 (O)	(O)	1

熊本県立あしきた青少年の家における防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立あしきた青少年の家敷地内に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、別紙配置図のとおり、熊本県立あしきた青少年の家敷地内の次の場所に1台ずつ、合計13台を設置する。

- ① 本館事務室
- ② 本館メイン入口
- ③ 和室棟南東中庭側
- ④ 和室棟北西中庭側
- ⑤ 和室棟北西側通路
- ⑥ 和室棟北西海岸側
- ⑦ 和室棟南東海岸側
- ⑧ 洋室棟南東中庭側
- ⑨ 洋室棟北西中庭側
- ⑩ 洋室棟北西海岸側
- ⑪ 海岸側三叉路
- ⑫ 洋室棟北東海岸側
- ⑬ 車両メイン入口

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、熊本県立あしきた青少年の家所長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、県社会教育課の承認を得て、別の媒体に写し、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

第4章 カメラ監視の停止と再開の手順式(本則)

(3) 画像の閲覧等

- ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。
- イ 閲覧をすることができる者は、所長、副所長、総務課主任、業務課主任に限るものとする。
- ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。
- エ 閲覧をした場合は、すみやかに県社会教育課に報告するものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、県社会教育課の承認を得て、画像を捜査機関等に提供することができる。

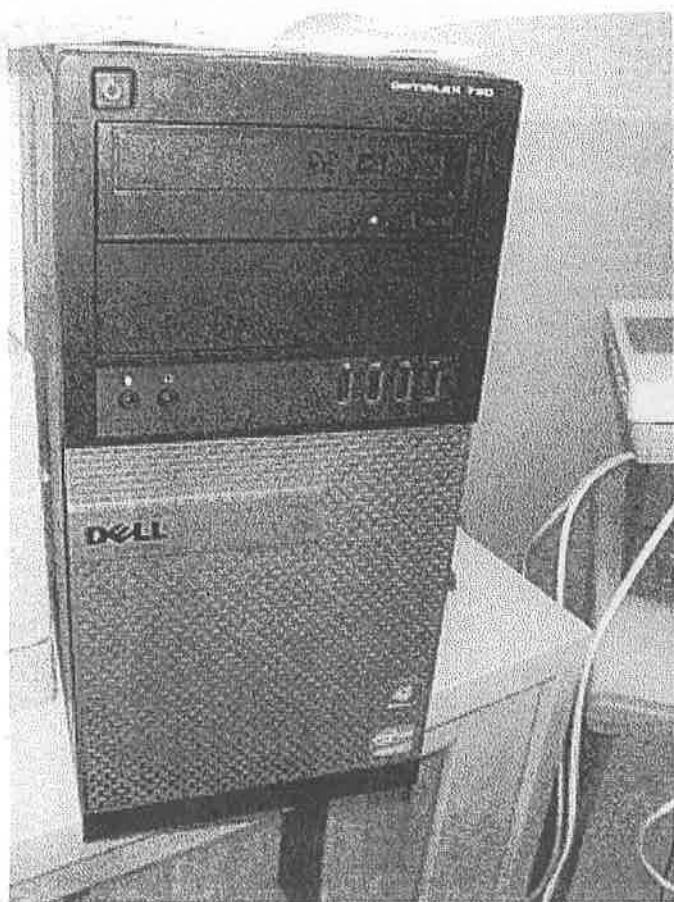
8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

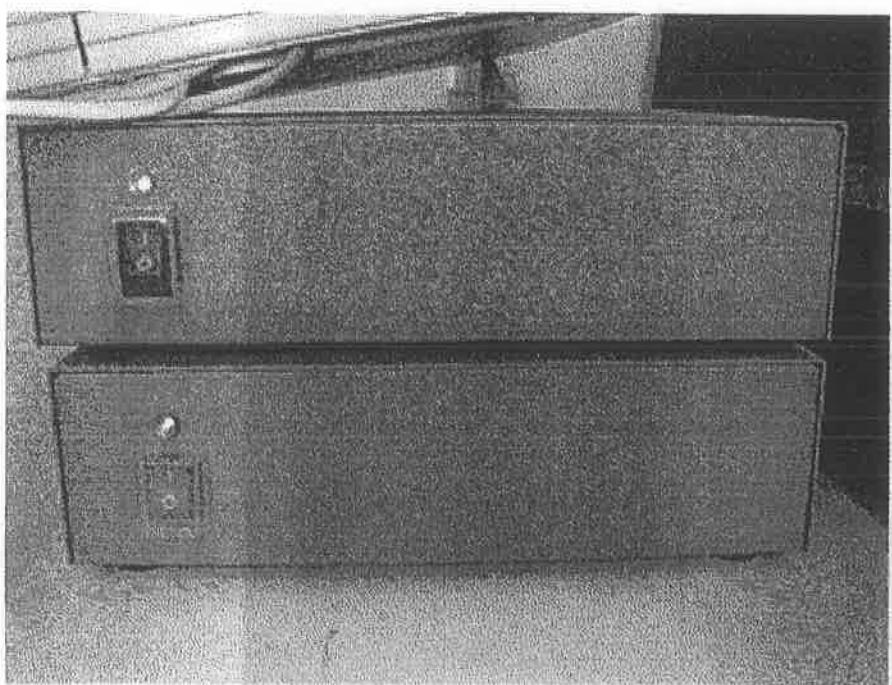
ファイル名：01事務室hardt'is'スケレーター
&モニター.jpg



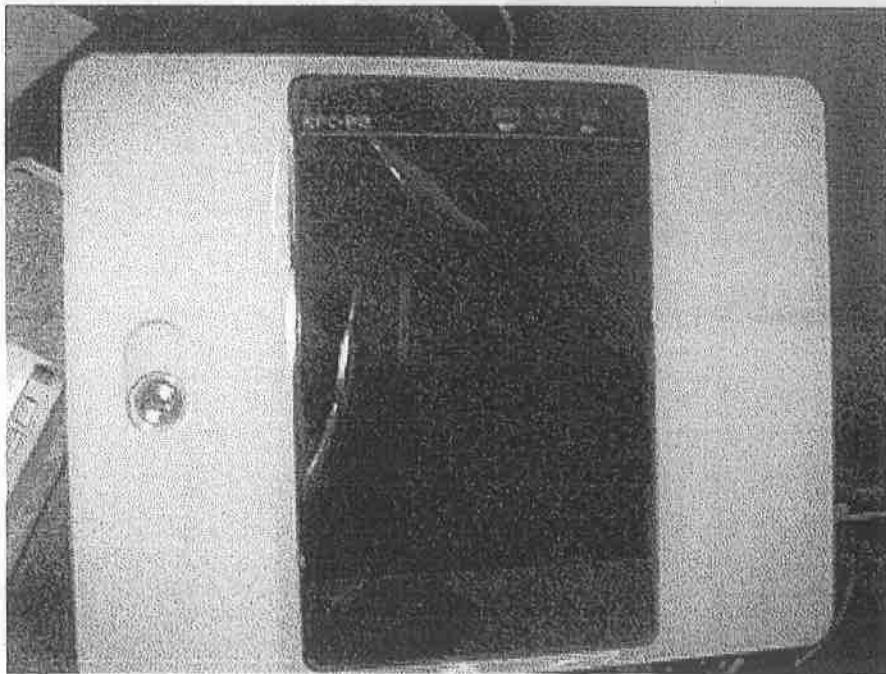
ファイル名：02事務室画像解析用モニター.jpg



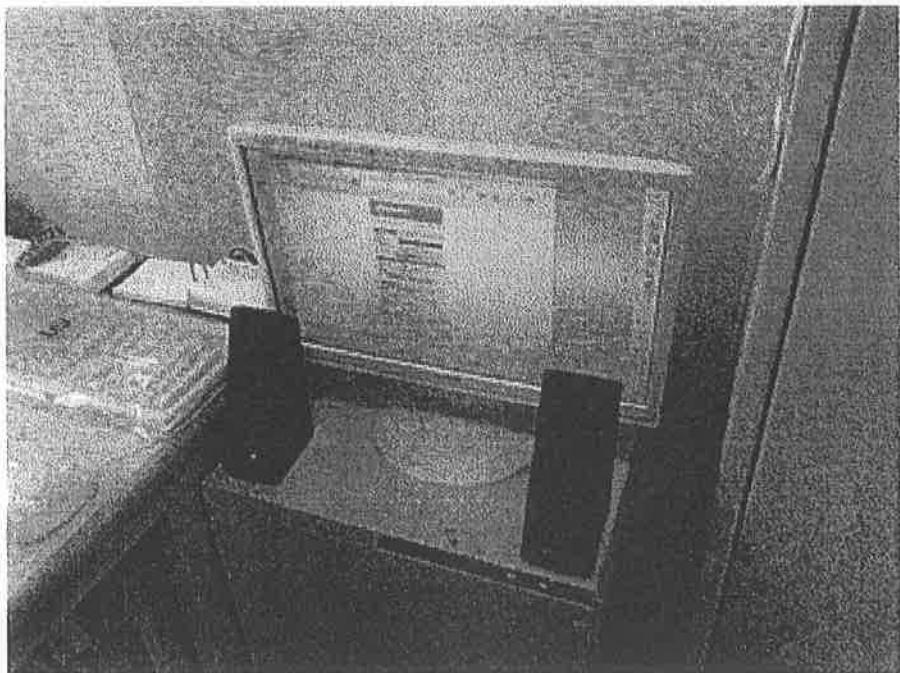
ファイル名：03事務室から電源.JPG



ファイル名：04事務室へテ'イスケンガ'...
異常監視用送信機.JPG

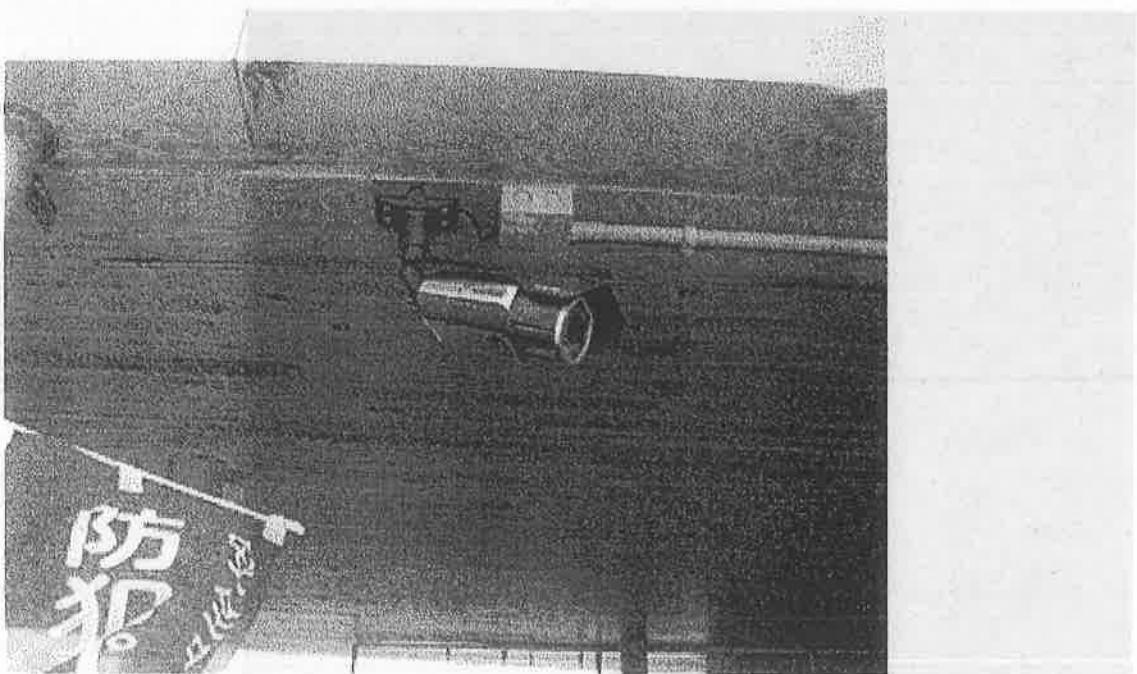
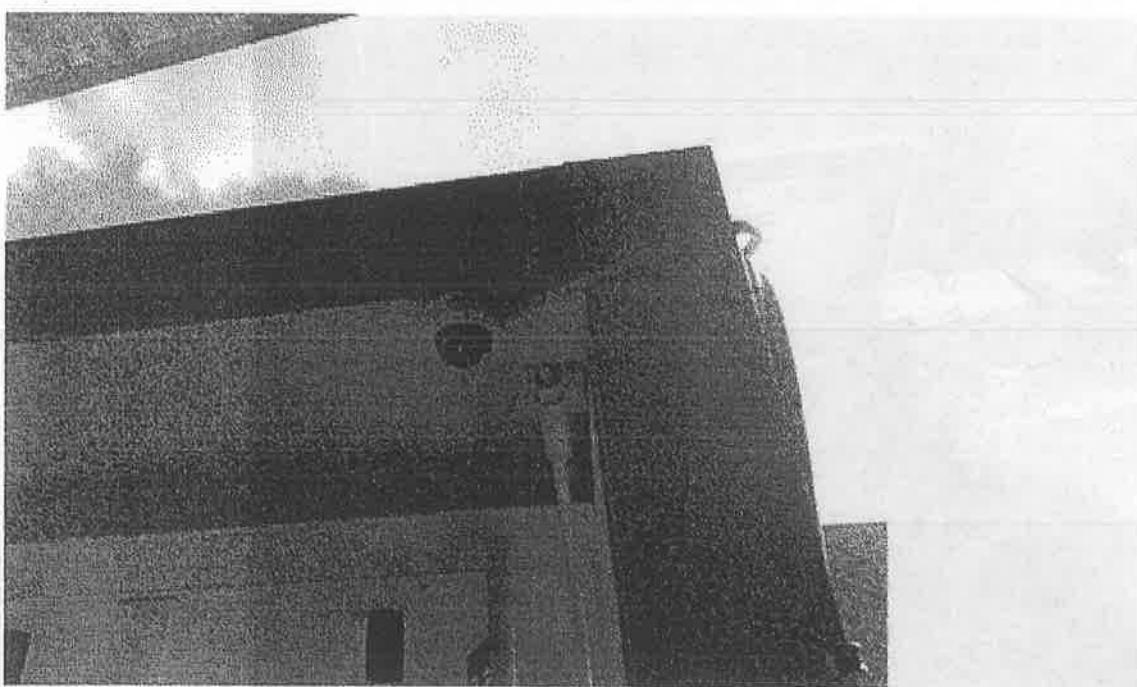


ファイル名：05警備員室画像解析
PC.JPG

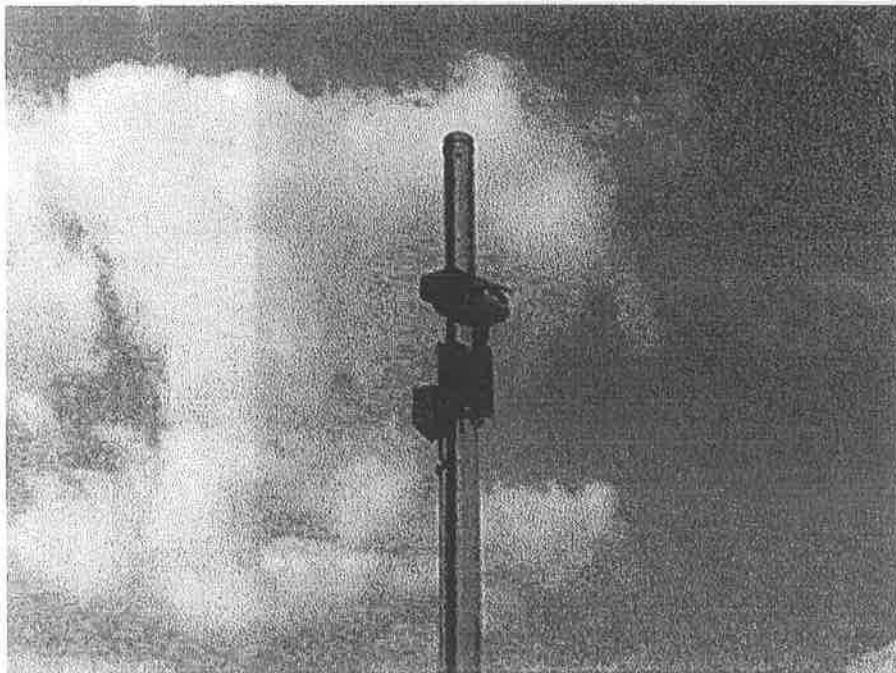


ファイル名：06①事務室かけ.JPG

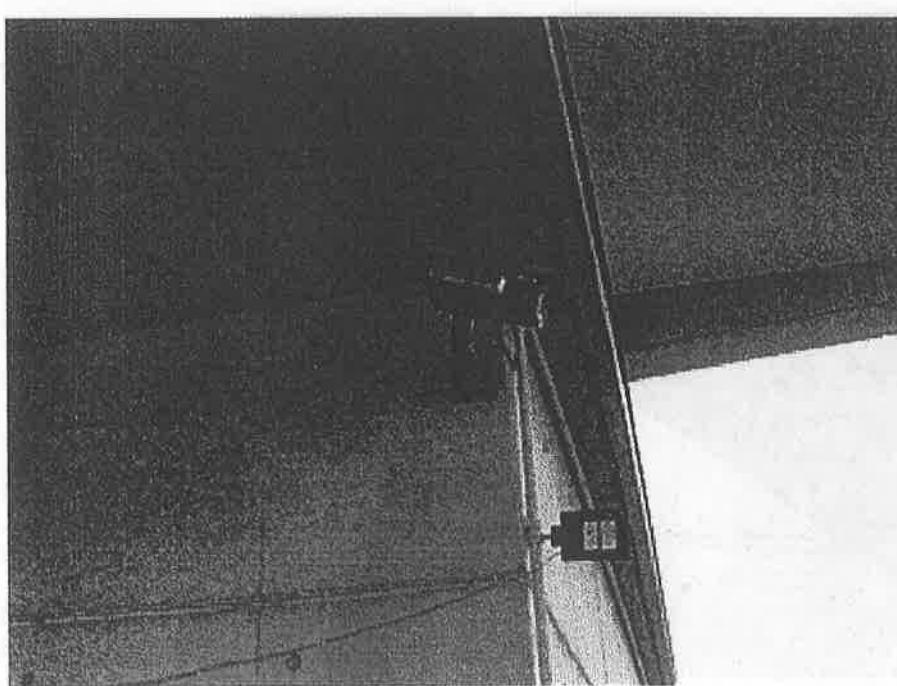




ファイル名：09④和室北西中庭側カメラ
.JPG



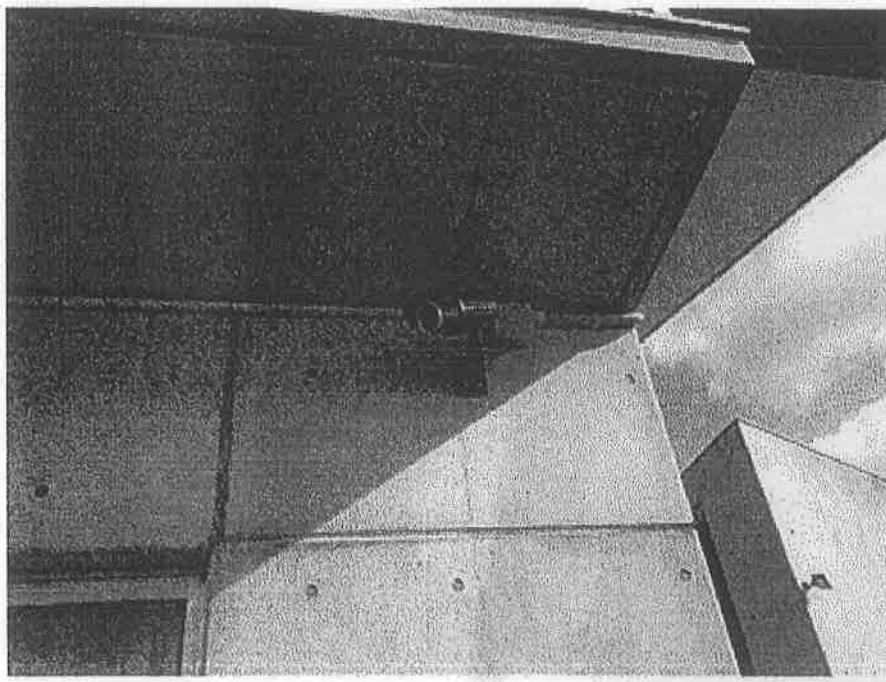
ファイル名：10⑤北西側通路カメラ.JPG



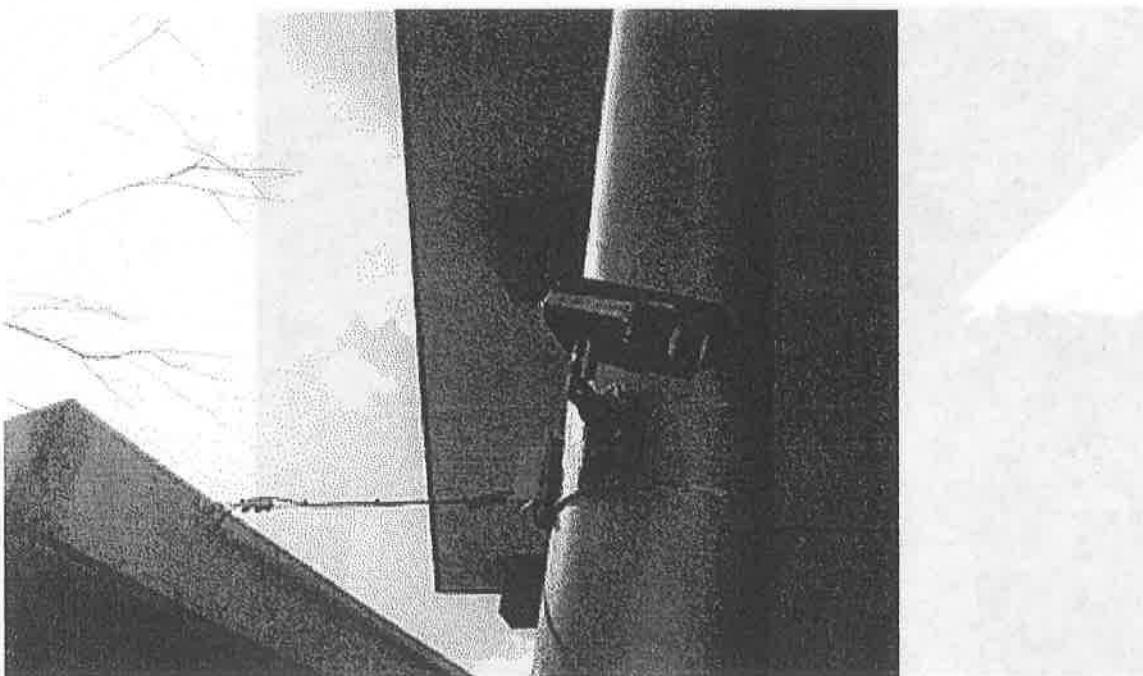
ファイル名：11⑥和室北西海岸側内
.JPG



ファイル名：12⑦和室南東海岸側内
.JPG



ファイル名：13⑧洋室南東側中庭側ガラ
.JPG



ファイル名：14⑨洋室北西中庭側ガラ
.JPG



ファイル名：15@洋室北西海岸側ガラス.JPG



洋室北西海岸側ガラス.JPG

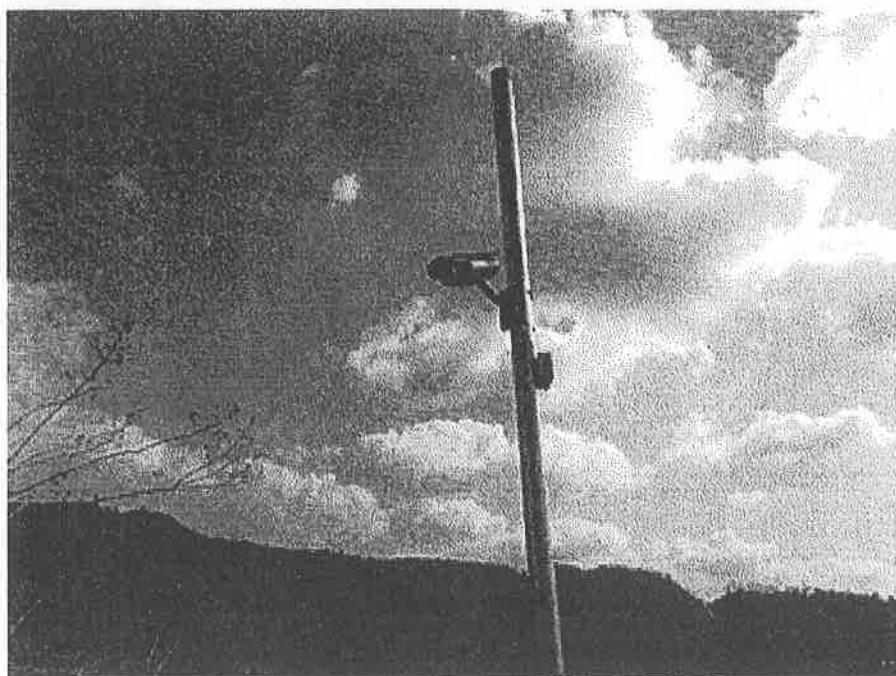
ファイル名：16①海岸側三叉路ガラス.JPG

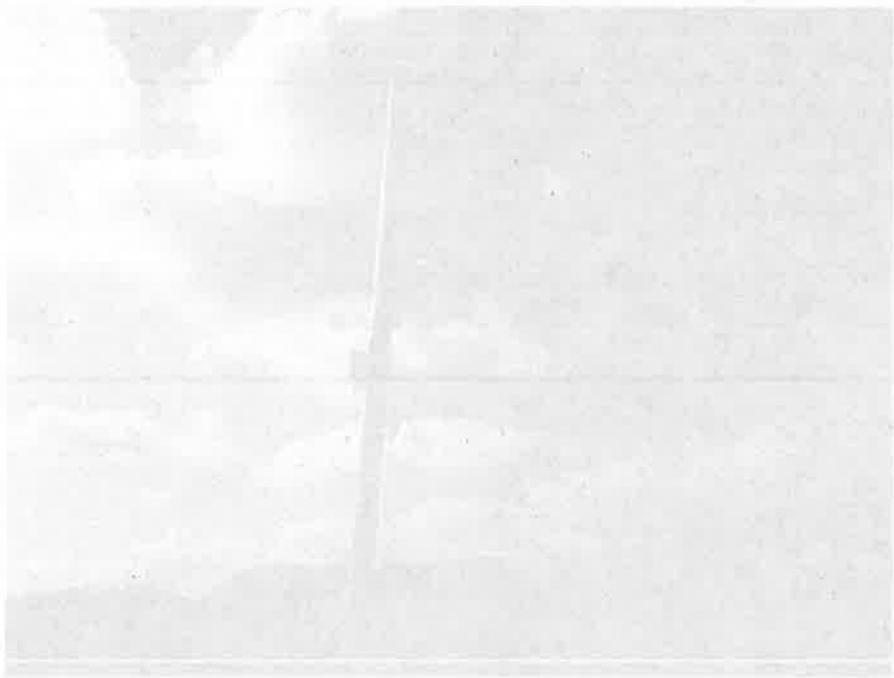


ファイル名：17⑫洋室北東海岸側カメラ.JPG



ファイル名：18⑬車両メイン入口カメラ.JPG





防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立天草高等学校)

項目	内容
1 設置施設	熊本県天草高等学校 女子寮(寄宿舎) ※平成27年4月より天草地域共同寄宿舎
2 設置の目的	生徒の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	施設利用者及び施設に出入りする者
5 収集する個人 情報の内容	個人が識別できる画像
6 防犯カメラ等 の設置を必要と する理由又は事 情	<p>本校の女子寮(定員84名)は学校から1km以上離れた、繁華街に近い住居地域の中にあります。学校から離れており、昼間は無人となり、現在は施錠管理のみ行っております。</p> <p>夜間休日は83名と多数の女子生徒が居住しております。宿直する舍監教諭も女子職員等が当たっておりますので、安全管理上も防犯カメラの設置は必要と考えます。</p> <p>防犯カメラは設置してあるだけで、防犯上も大きな効果を発揮するものと思われます。女性のみが多数宿泊する施設として、防犯カメラの設置は是非必要と考えます。</p>

7 カメラの台数と設置場所	1台 寄宿舎の出入り口(門)
8 録画方法、保存方法	(1) 録画方法 常時録画(ハードディスク) • 異常時のみ録画 (2) 保存方法 ハードディスクに1か月間連続録画(その後上書き保存)
9 記録画像の外部への提供	(1) 通常時 あり • なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり • なし <ありの場合の提供先> 警察に情報提供する意思あり。
10 防犯カメラ等の取扱要項等	あり • なし
11 その他の特記事項	

熊本県立天草高等学校防犯カメラ等の管理要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立天草高等学校に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定める。

2 カメラの設置目的

カメラは、生徒の安全管理及び防犯のために設置する。

3 設置場所等

（1）設置場所、台数等

カメラの設置場所及び台数は、次のとおりとする。

熊本県立天草高等学校 女子寮（桜華寮） 1台

（2）撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者及び施設に入りする者等とする。

（3）撮影時間

カメラの撮影時間は、毎日終日とする。

（4）録画

カメラで撮影した画像は、録画する。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録画した画像の管理方法

（1）保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管する。

（2）保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪捜査等のために特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て保存期間を延長することができる。この場合、延長理由を明示し、その旨を書面に記録する。

（3）画像の閲覧等

画像は、次に掲げる者以外は、再生または閲覧できない。

校長、副校長、教頭、事務長、その他校長が特に必要と認めた者。

（4）消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去する。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域内の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と表示する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のために必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

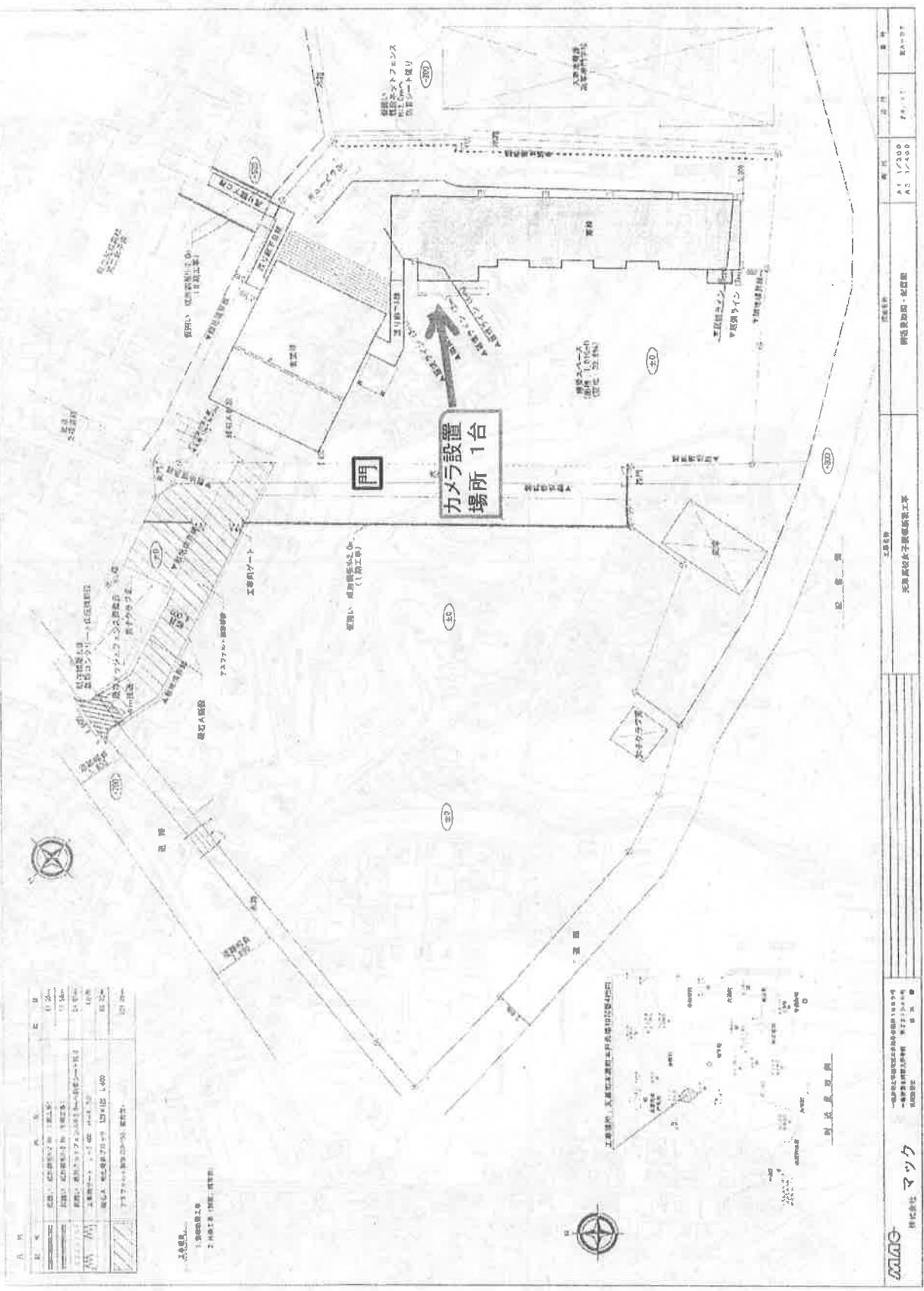
8 その他

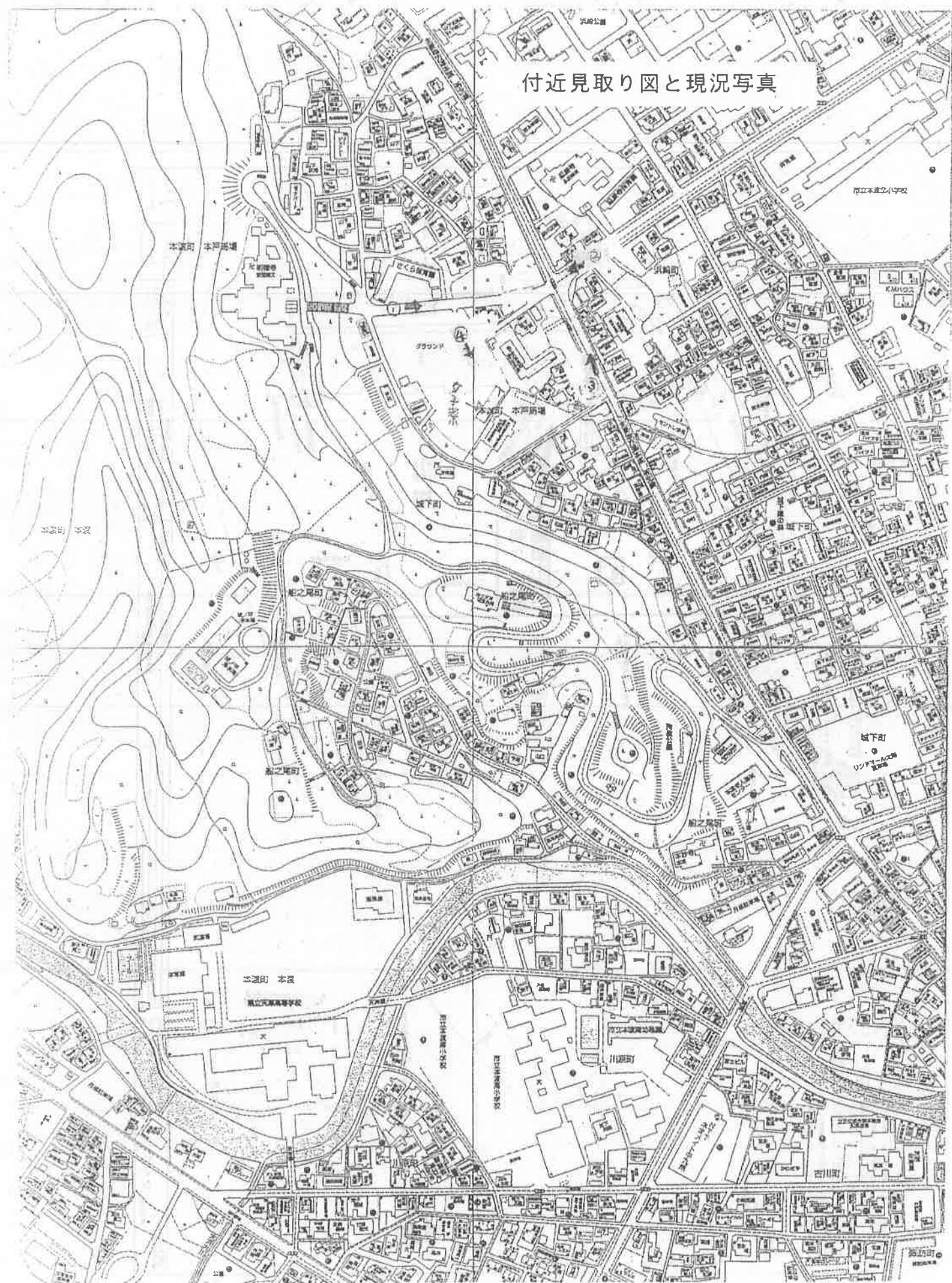
この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

※ 平成27年4月1日より名称を天草地域共同寄宿舎 女子寮 桜華寮に変更する予定。

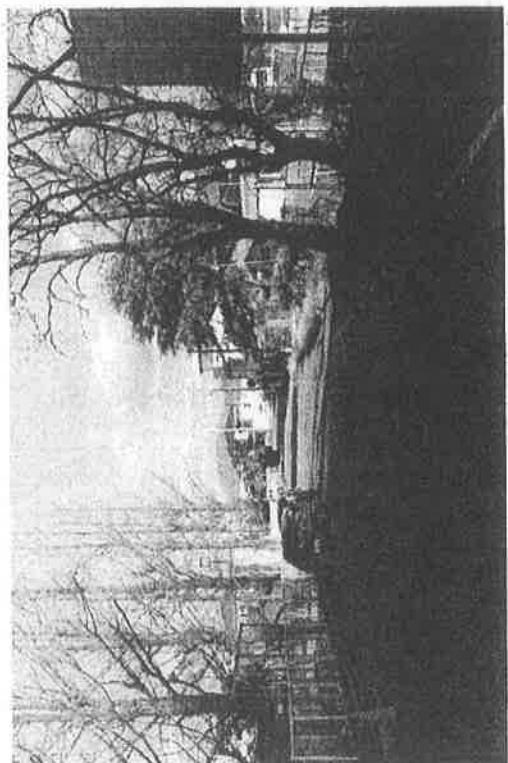
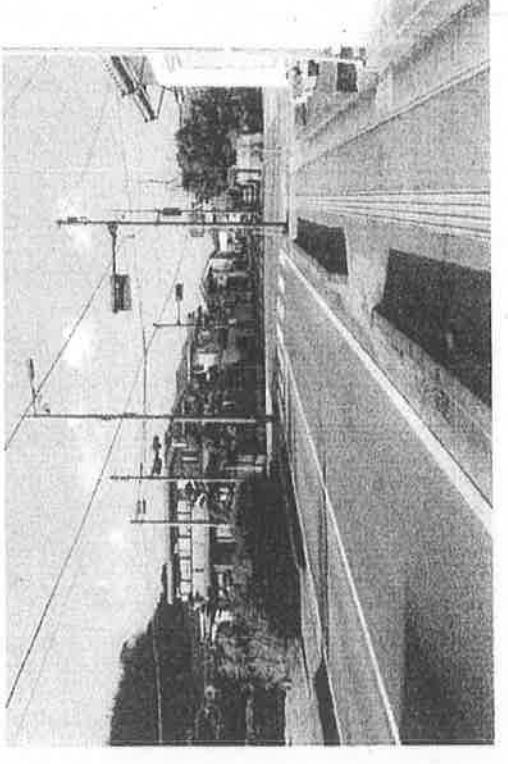
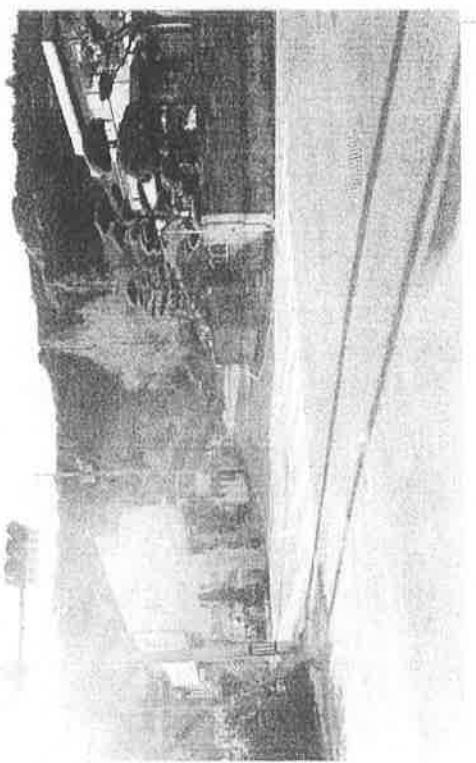
管理要項第5項の4

天草高等学校防犯カメラ閲覧記録簿





天草高等学校女子寮 周囲写真

	写 真	明 説	写 真	明 説
		①グラウンド 入口		③女子寮近く 交差点
				
		②女子寮近く 交差点		④女子寮 防犯カメラ 撮影場所付近
				

真写図譜 齋天文苑草書

江城子
東坡文

水にさざや
口入



江城子
東坡文

40



個審議答申第14号
平成15年10月24日

熊本県知事 潮谷 義子 様

熊本県個人情報保護制度審議会 会長 野口敏夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項
について（答申）

平成15年9月12日付け私文第1070号で諮詢のあった防犯カメラ等による個人情報の収集について、熊本県個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諒問のあった4件の事務については、いずれも適当であると判断します。
ただし、防犯カメラ等の使用は、その運用いかんによっては、個人のプライバシーを侵害する可能性があるので、以下の各項目に留意する等、個人情報の保護には万全を期してください。
- 2 次の内容を盛り込んだ管理要項を定め、かつ、これを公表、周知し、厳格な運用を行うこと。
 - ① 設置の目的、根拠
 - ② 設置の概要
設置する施設、台数、場所、撮影対象、録画方法等に関する事項
 - ③ 管理の体制、内容
・管理責任者の選任に関する事項
・録画した画像の滅失防止等の安全管理に関する事項
・録画した画像の保存期間及び廃棄方法に関する事項
 - ④ 設置の表示、関係者への説明
設置場所の表示及び関係者への説明に関する事項
 - ⑤ 録画した情報の利用提供
録画した情報を提供する場合の提供先及び提供方法に関する事項
- 3 前項の管理要項を定めるに当たっては、次の点に特に留意すること。
 - (1) 録画した画像の保存期間は、必要最小限の期間とすること。長期にわたるものについては、見直しを行うこと。
 - (2) 録画した画像は、実施機関において直接管理するものとし、実施機関以外のものには取り扱わせないこと。ただし、やむを得ない理由により警備委託業者等に一部関与させる場合はこの限りでないが、この場合においても、その範囲は必要最小限にとどめ、熊本県個人情報保護条例第13条の規定により、安全確保の措置を徹底すること。
 - (3) 設置の表示は、できる限り、撮影対象区域に立ち入る前に防犯カメラ等が設置されていることを認識しやすい位置にすることが望ましいこと。
- 4 防犯カメラ等の運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

